

# 居宅介護支援事業所女満別ドリーム苑運営規程

## (事業の目的)

**第1条** 社会福祉法人女満別福祉会が開設する居宅介護支援事業所女満別ドリーム苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

**第2条** 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅介護者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 女満別ドリーム苑
- (2) 所在地 網走郡大空町女満別町西4条5丁目4番10号

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、介護支援専門員兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤、うち1名管理者兼務）  
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。
- (3) 事業の実施にあたって必要に応じ介護支援専門員及び事務員等の職員を配置する。

## (営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定す

- る休日及び年末年始の休日（12月31日から1月4日まで）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
  - (3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

#### (居宅介護支援の提供方法及び内容)

**第6条** 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制  
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析票の種類  
利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「MDS-HC方式」等とする。
- (3) 介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議  
介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を収集して行う担当者会議を開催する。
- (5) 居宅訪問  
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画案作成後においても、居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他  
利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

#### (利用料、その他の費用の額)

**第7条** 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、全額保険給付から得るものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、利用者からその実費を徴収することができる。
- 3 第1項及び前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者の家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

**第8条** 通常の事業の実施地域は大空町女満別の区域とする。

#### (その他の運営について留意事項)

**第9条** 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### 附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。(規程制定)  
この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成13年10月 9日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成14年 3月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成17年 5月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成18年 3月31日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。(一部改正)  
この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。(一部改正)